# ＳＢＩ　日本株 3.8 ベアⅢ

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

## 投資信託説明書(請求目論見書)

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2026 年８月 22 日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

# ＳＢＩ　日本株3.8ベアⅢ

本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対して概ね3.8倍程度逆となることをめざして運用を行います。株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。

１．本投資信託説明書(請求目論見書)により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2026年８月21日に関東財務局長に提出しており、2026年８月22日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
電話番号　03-6229-0097(受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時)
ホームページアドレス　https：//www.sbiam.co.jp/

２．本投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第３項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。

３．本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対して概ね3.8倍程度逆となることをめざして運用を行います。株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

＜目次＞


第一部　証券情報 ..... 1
第二部　ファンド情報 ..... 5
　第１　ファンドの状況 ..... 5
　第２　管理及び運営 ..... 30
　第３　ファンドの経理状況 ..... 39
　第４　内国投資信託受益証券事務の概要 ..... 49
第三部　委託会社等の情報 ..... 50
　第１　委託会社等の概況 ..... 50
信託約款


| | |
|---|---|
| 発行者名 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長　谷一　司 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

## 第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＳＢＩ　日本株3.8ベアⅢ

（以下、「本ファンド」または略称として「日本株3.8ベアⅢ」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は１口当たり１円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込みの受付は、原則として、午後３時20分までに販売会社経由での委託会社に対するお申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

したがって、販売会社の申込締切時間は、午後３時20分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

（ｉ）　基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

（ⅱ）　基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社<br>電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時）<br>ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ |

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.2％(税抜2.0％)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

＊申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

（６）【申込単位】

・分配金の受取方法により、お申込には２つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初１口＝１円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については１口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。

なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（７）【申込期間】

2026年８月22日（土曜日）から2027年２月19日（金曜日）まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合せください。

なお、販売会社は前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① お申込みの方法等

（ⅰ） 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。

（ⅱ） 前記（ⅰ）の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

（ⅲ） 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

（ⅳ） 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ その他留意事項

委託会社は、本ファンドにあっては、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（ⅰ） 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）の当日の立会いが行われないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

（ⅱ） 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

（ⅲ） 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムで管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね3.8倍程度逆となる投資成果を目指して運用を行います。

※利用する株価指数先物取引の種類は、流動性・効率性などを勘案の上、決定します。

②　ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧ください。

**◎商品分類**

ファンドの商品分類は「追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類 |
|---|---|---|---|
| 単位型投信<br>追加型投信 | 国内<br>海外<br>内外 | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産（　　）<br>資産複合 | インデックス型<br>特殊型<br>（ブル・ベア型） |

商品分類の定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|---|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 国内 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | 目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

**◎属性区分**

ファンドの属性区分

| | |
|---|---|
| 投資対象資産 | その他資産（株価指数先物取引） |
| 決算頻度 | 年１回 |
| 投資対象地域 | 日本 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 |

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 特殊型 |
|---|---|---|---|
| 株式 | 年１回 | グローバル | |
| 一般 | 年２回 | 日本 | |
| 大型株 | 年４回 | 北米 | ブル・ベア型 |
| 中小型株 | 年６回 | 欧州 | |
| 債券 | （隔月） | アジア | |
| 一般 | 年12回 | オセアニア | 条件付運用型 |
| 公債 | （毎月） | 中南米 | |
| 社債 | 日々 | アフリカ | |
| その他債券 | その他 | 中近東（中東） | ロング・ショート型 |
| クレジット属性 | （　　） | エマージング | ／絶対収益追求型 |
| （　　） | | | |
| 不動産投信 | | | |
| その他資産 | | | その他（　　） |
| （株価指数先物取引） | | | |
| 資産複合 | | | |
| （　　） | | | |

※本ファンドは株価指数先物取引を利用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産）と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

属性区分の定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|---|---|
| その他資産<br>（株価指数先物取引） | 主として株価指数先物取引を利用します。 |
| 年１回 | 目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 日本 | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| ブル・ベア型 | 目論見書または信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）をめざす旨の記載があるものをいいます。 |

③　信託金の限度額

・1,000億円を上限とします。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④　ファンドの特色

本ファンドは、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の**株式市場全体の値動きの概ね3.8倍程度逆**となる投資成果を目指して運用を行います。

（イメージ図）

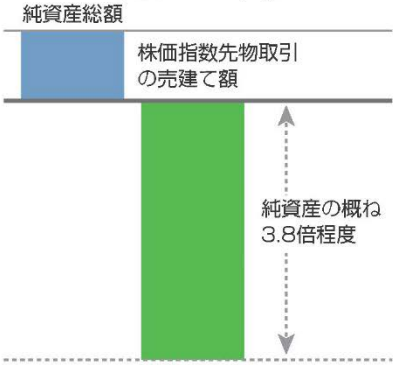


・利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
・追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の3.8倍程度にならないことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## 分配方針

年１回（毎年5月21日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針により、分配を行います。

◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

◆ 株式への投資割合には制限を設けません。
◆ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
◆ 外貨建資産への投資は行いません。

## 基準価額の値動きにかかる留意事項

1. ファンドの保有期間が２日以上となった場合の投資成果は、同期間中のわが国の株式市場全体の値動きと比較し「概ね3.8倍程度逆」とはなりません。

**（例）株式市場が基準日の翌日に10%下落し、翌々日に前日比で10%上昇した場合**
基準日と翌々日を比較すると、株式市場が1.0%の下落に対して、ファンドは14.4%の下落となり、「概ね3.8倍程度逆」とならないことが分かります。

| | 基準日 | 翌日（前日比） | | 翌々日（前日比） | | 翌々日と基準日との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式市場 | 100 | 90 | −10% | 99 | +10% | −1.0% |
| ファンドの基準価額 | 100 | 138 | +38% | 85.6 | −38% | −14.4% |

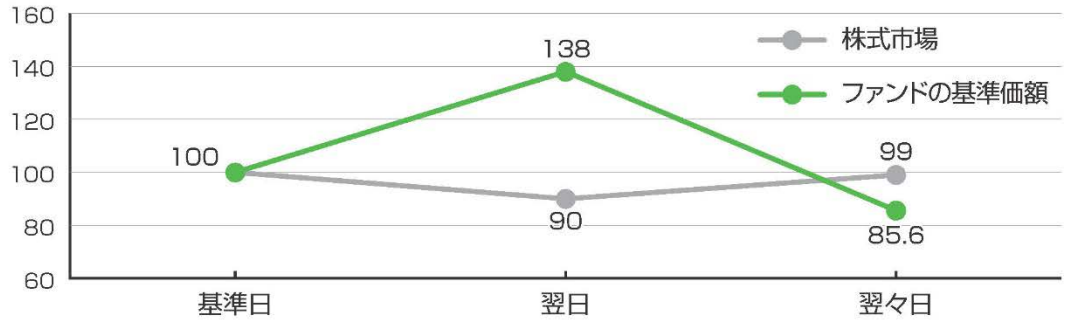


2. わが国の株式市場が上昇と下落を繰返しながら動いた場合は、保有期間が長くなるほど基準価額が押し下げられる傾向となります。

**（例）株式市場の基準日を100とし、その後、上・下10の幅で上昇と下落を20日間繰返した場合**
ファンドの基準価額は、株式市場が基準日と同じ100となった場合でも、63と大きく押し下げられることが分かります。

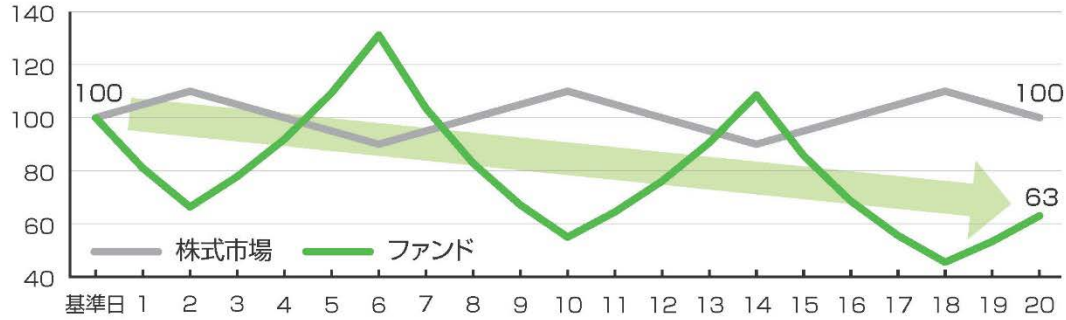


上記の理由から本ファンドは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。

・上記はわが国の株式市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、わが国の株式市場全体の値動きに対し3.8倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
・上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

3. わが国の株式市場が一方向に動き続けた場合と、上昇と下落を繰返しながら推移した場合を比較すると、上昇と下落を繰返しながら推移した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

（例1）株式市場が一方向に下落を続けた場合と、上昇と下落を繰返しながら下落した場合

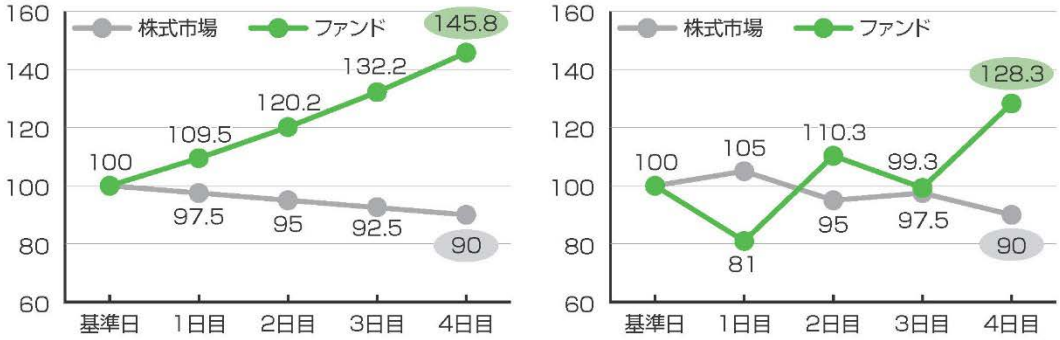


4日目に株式市場がともに90となった場合でも、ファンドはそれぞれ「145.8」、「128.3」と上昇と下落を繰返しながら下落した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

（例2）株式市場が一方向に上昇を続けた場合と、上昇と下落を繰返しながら上昇した場合

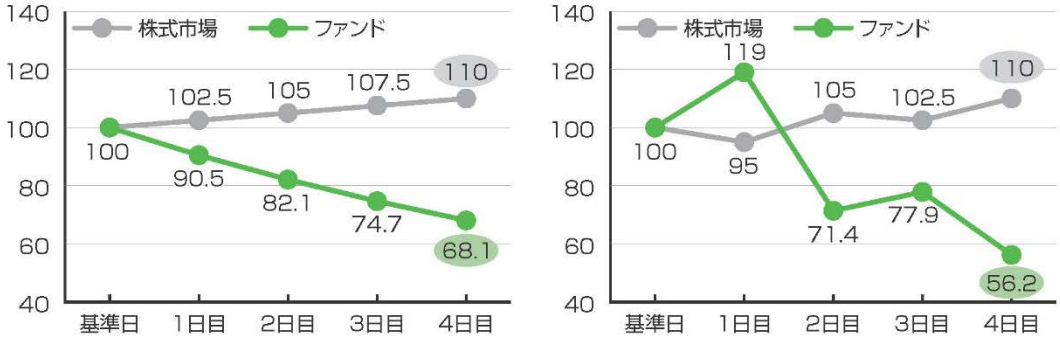


4日目に株式市場がともに110となった場合でも、ファンドはそれぞれ「68.1」、「56.2」と上昇と下落を繰返しながら上昇した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

・上記はわが国の株式市場全体の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、わが国の株式市場全体の値動きに対し3.8倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
・上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

4. 日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね3.8倍程度逆」となることを目指して運用を行いますが、「ちょうど3.8倍逆」になるとは限りません。
その主な要因は次のとおりです。

- ◆ わが国の株式市場の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- ◆ 追加設定及び解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- ◆ 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- ◆ 信託報酬・監査費用・売買委託手数料・法定開示資料作成費用などの負担
- ◆ 株価指数先物の最低取引単位の影響
- ◆ 配当利回りと短期金利の差

（２）【ファンドの沿革】

2025年６月３日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

本ファンドは、株価指数先物及び公社債などに直接投資します。

②　委託会社及び本ファンドの関係法人と契約等の概要

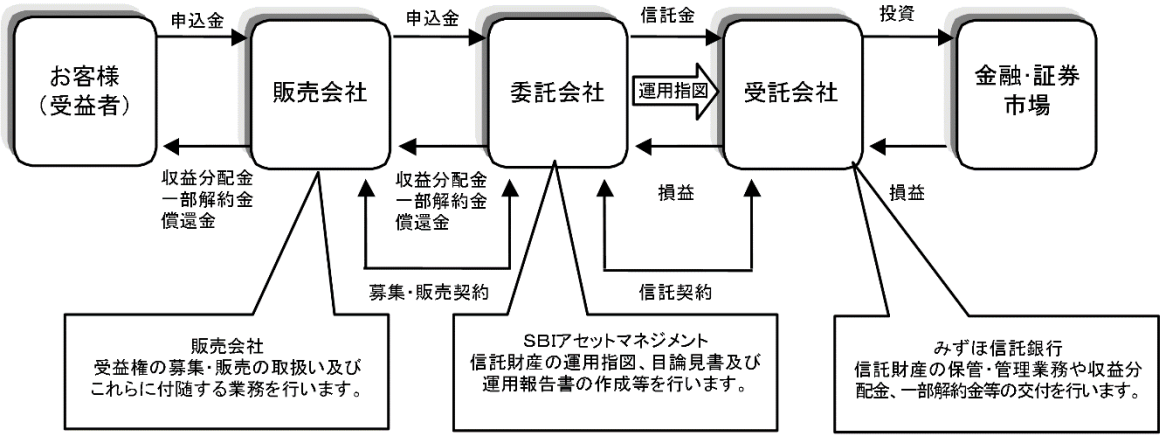


(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

③　委託会社の概況（2026年５月末日現在）

（ｉ）　資本金

４億20万円

（ii）　沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年５月１日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年７月１日には、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年８月２日には、委託会社の親会社（現ＳＢＩホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現ＳＢＩホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、ＳＢＩグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社（ＳＢＩAMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。ＳＢＩAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年８月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併をしました。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月１日には、モーニングスター株式会社がＳＢＩAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年３月30日に、ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年４月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はＳＢＩアセットマネジメント株式会社を継承しました。

| | |
|---|---|
| 1986年８月29日 | 日債銀投資顧問株式会社として設立 |
| 1987年２月20日 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第４条にかかる登録 |
| 1987年９月９日 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条１項の規定に基づく投資一任契約業務の認可 |
| 2000年11月28日 | 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第６条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可 |
| 2001年１月４日 | あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2002年５月１日 | ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2005年７月１日 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2007年９月30日 | 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号） |
| 2022年８月１日 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。 |
| 2023年４月１日 | ＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。 |

（iii） 大株主の状況

| 株　主　名 | 住　　所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---|---|---|---|
| ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 | 1,378,823株 | 97.9% |
| ＰＩMCO ＡＳＩＡ ＬＩＭＩＴＥＤ | Suite 2201,22nd Floor,<br>Two International Finance Centre,<br>8 Finance Street,Central,Hong Kong | 29,507株 | 2.1% |

## ２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　主要投資対象

わが国の株価指数先物取引及びわが国の公社債を主要投資対象とします。

②　投資態度

１．わが国の株価指数先物取引及びわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

２．株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の3.8倍程度になるように調整することにより、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね3.8倍程度逆となる投資成果をめざします。

３．利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

４．追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の3.8倍程度にならないことがあります。

５．当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができないことがあります。

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ　有価証券

ロ　デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条及び第24条に定めるものに限ります。）

ハ　約束手形

ニ　金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ　為替手形

②　有価証券及び金融商品の指図範囲等（信託約款第17条第１項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第１号の証券または証書ならびに第12号及び第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号及び第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲等（信託約款第17条第２項）

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④　前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前記③１.から６.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

⑤　その他の投資対象

１．先物取引等
２．スワップ取引

（３）【運用体制】

ファンドの運用は、運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

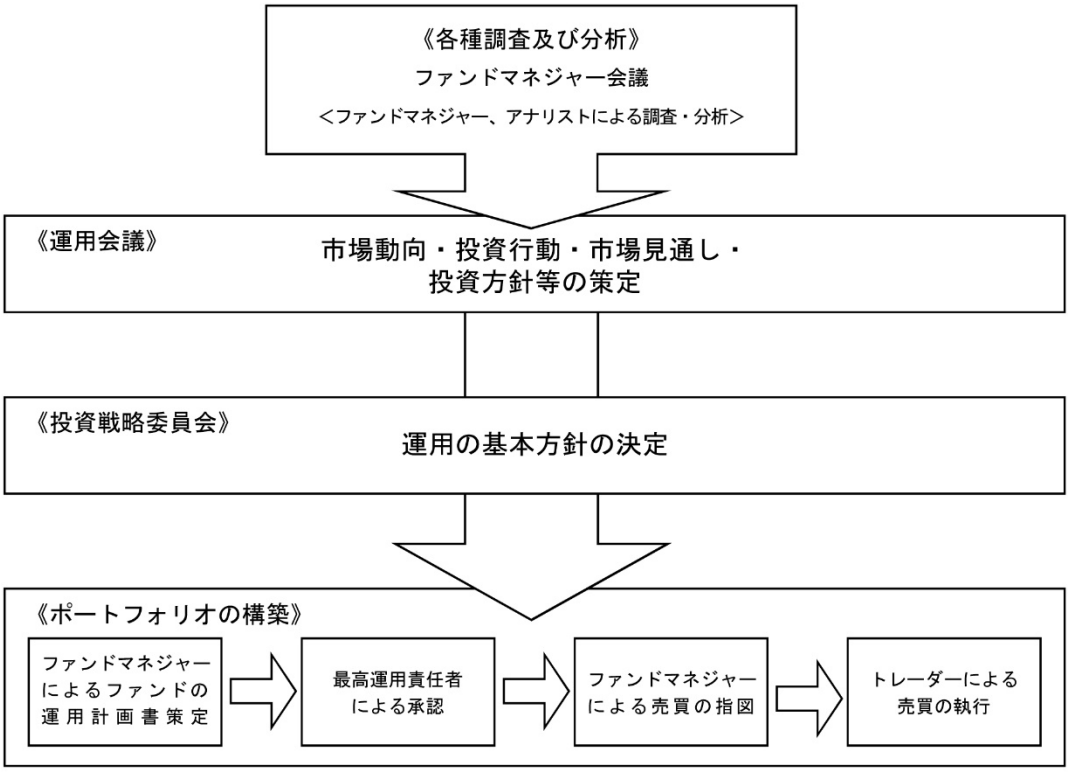


コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（年１回、５月21日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、本運用の基本方針に基づいた運用を行います。

④ 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ｉ） 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ⅱ） 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

（ⅲ） 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注） 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払します。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

（ｉ） 株式への投資割合には制限を設けません。

（ⅱ） 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

（ⅲ） 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（ⅳ） 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（ⅴ） 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（ⅵ） 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（ⅶ） デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

（ⅷ） 外貨建資産への投資は行いません。

（ⅸ） 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

（ⅰ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ⅱ） 前記（ⅰ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2．株式分割により取得する株券

3．有償増資により取得する株券

4．売出しにより取得する株券

5．信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6．信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

③ 先物取引等の指図範囲（信託約款第23条）

（ⅰ） 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

（ⅱ） 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

④ スワップ取引の運用指図（信託約款第24条）

（ⅰ） 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ⅱ） スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ⅲ） スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ⅳ） スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評

価するものとします。

（ｖ） 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第９条）

⑥ その他

資金の借入れ（信託約款第33条）

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## ３【投資リスク】

本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対して概ね3.8倍程度逆となることをめざして運用を行います。株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を大きく割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

一般に株価指数先物取引の価格は、国内及び国外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドにおいては、株価指数先物取引の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、非常に大きな損失が発生するリスクがあります。また、公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあり、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■流動性リスク

有価証券等を売買しようとする場合、流動性が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

■目標とする投資成果が達成できないリスク

株式市場全体の値動きに対して次のような要因により目標どおりの投資成果が達成できないリスクがあります。

・株価指数先物と株式市場全体の値動きの差
・追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動
・日々の追加設定・解約などに対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
・売買の際の売買委託手数料などの負担
・先物市場の流動性が不足した際の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響
・先物の限月交代に対応する場合

■換金性等が制限されるリスク

主として、以下のような状況が発生した場合には、換金の受付を中止または取消しさせていただく場合があります。

・株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会いが行われないとき、または停止されたとき。
・株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき。

■信用リスク

公社債及び短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があら

かじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、本ファンドの基準価額が下落する要因となることがあります。

＜その他の留意点＞

・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
・純資産総額を超える損失を回避するため、オプション取引を活用する場合があります。
・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

＜リスク管理体制＞

① 運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っております。なお、デリバティブ取引については、社内規程に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

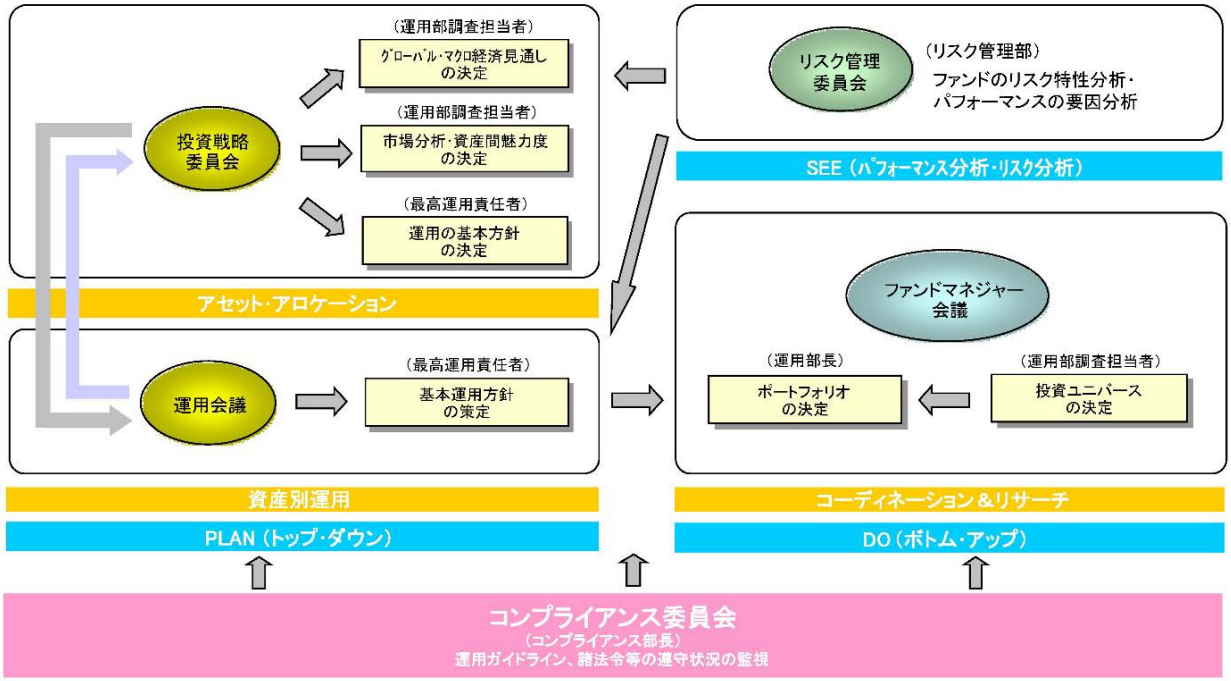

運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

| 会議の名称 | 頻度 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 投資戦略委員会 | 原則月１回 | 常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。<br>①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。 |
| 運用会議 | 原則月１回 | 最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。<br>①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。 |
| リスク管理委員会 | 原則月１回 | 常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。<br>ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。 |
| ファンドマネジャー会議 | 随時 | 運用担当者及び調査担当者をもって構成する。<br>個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。 |
| 未公開株投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。<br>未公開株式の購入及び売却の決定を行う。 |
| 組合投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。<br>組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。 |
| 商品検討委員会 | 随時 | 常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。<br>新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。 |
| コンプライアンス委員会 | 原則月１回 | 常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。<br>法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。 |
| プロダクトガバナンス委員会 | 原則月１回 | 常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。<br>プロダクトガバナンス方針、運営状況、課題、改善方針の審議、当該方針の改訂の判断を行う。 |

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

② コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③ 機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

（参考情報）

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2021年6月～2026年5月

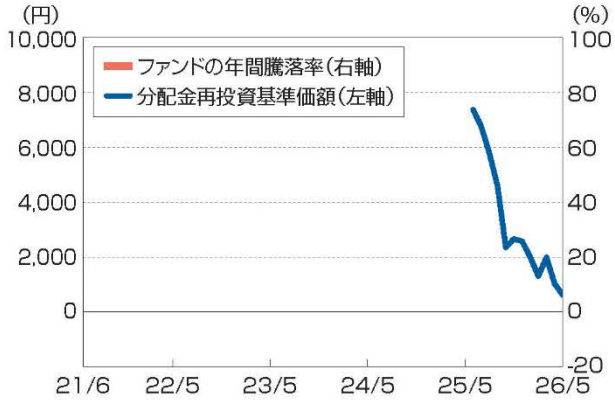


## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

代表的な資産クラス：2021年6月～2026年5月

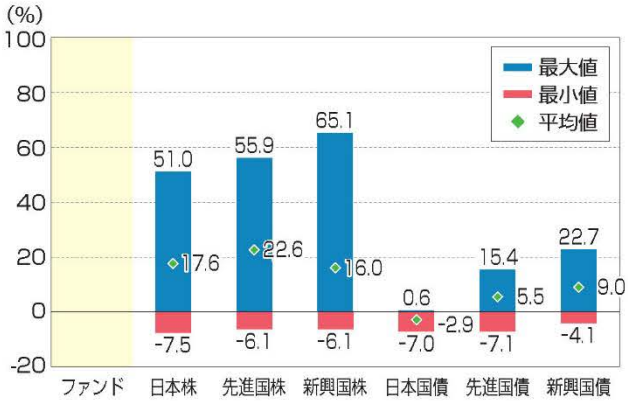


＊上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近１年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

＊ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

### 〈代表的な各資産クラスの指数〉

**日 本 株**…Morningstar 日本株式指数
**先進国株**…Morningstar 先進国株式指数（除く日本）
**新興国株**…Morningstar 新興国株式指数
**日本国債**…Morningstar 日本国債指数
**先進国債**…Morningstar グローバル国債指数（除く日本）
**新興国債**…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

### 〈各指数の概要〉

日 本 株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

### 〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## ４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に、2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

＊申込手数料には、消費税等が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社<br>電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時）<br>ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ |

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年0.913%（税抜：年0.83%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬の配分（税抜）＞

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年 0.42% | ファンドの運用、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 年 0.38% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 年 0.03% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

① 組入有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

② 保管費用等本ファンドの投資に関する費用

③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息

④ 信託財産に関する租税

⑤ 信託事務の処理等に要する諸費用

⑥ 目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書等の開示等に要する費用

⑦ 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。なお、監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2026年５月末現在、以下の通りです。

また、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

なお、本ファンドはNISAの対象ではありません。

① 個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％及び地方税５％）※の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除の適用はありません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

※2027年１月１日から、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％及び地方税５％）となります。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％及び地方税５％）※の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

※2027年１月１日から、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％及び地方税５％）となります。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315％（所得税15％及び復興特別所得税0.315％）※の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のう

ち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

※2027年１月１日から、15.315％（所得税15％、復興特別所得税0.165％、防衛特別所得税0.15％）となります。

＜注１＞個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注２＞収益分配金の課税について

① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2025年6月3日～2026年5月21日です。

| 総経費率（①＋②） | ① 運用管理費用の比率 | ② その他費用の比率 |
|---|---|---|
| 0.93% | 0.91% | 0.02% |

※対象期間中の運用･管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

## ５【運用状況】

### （１）【投資状況】

（2026年５月29日現在）

| 資産の種類 | 国　名 | 時価合計<br>（円） | 投資比率<br>（％） |
|---|---|---|---|
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 5,203,530,378 | 100.00 |
| 合計（純資産総額） | | 5,203,530,378 | 100.00 |

（注）　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

| 資産の種類 | 建別 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|---|
| 株価指数先物取引 | 売建 | 日本 | 21,469,810,000 | △412.60 |

（注）　先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### （２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ．種類別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

| 資産の種類 | 取引所 | 資産の名称 | 買建／<br>売建 | 数量 | 通貨 | 帳簿価額<br>（円） | 評価額<br>（円） | 投資比率<br>（％） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株価指数<br>先物取引 | 大阪<br>取引所 | 日経平均株価<br>指数先物 | 売建 | 323 | 日本円 | 20,009,199,650 | 21,469,810,000 | △412.60 |

（注）　先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年５月29日（直近日）現在、同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 年　月　日 | 純資産総額（円） | | １口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第１計算期間末（2026年５月21日） | 4,832,126,686 | 4,832,126,686 | 0.0849 | 0.0849 |
| 2025年６月末日 | 916,237,889 | ― | 0.7365 | ― |
| ７月末日 | 2,524,591,519 | ― | 0.6746 | ― |
| ８月末日 | 6,406,785,641 | ― | 0.5766 | ― |
| ９月末日 | 9,382,590,744 | ― | 0.4569 | ― |
| 10月末日 | 7,286,642,808 | ― | 0.2350 | ― |
| 11月末日 | 7,178,978,243 | ― | 0.2655 | ― |
| 12月末日 | 6,664,366,760 | ― | 0.2575 | ― |
| 2026年１月末日 | 5,837,319,146 | ― | 0.1997 | ― |
| ２月末日 | 7,213,299,322 | ― | 0.1304 | ― |
| ３月末日 | 5,679,526,316 | ― | 0.1985 | ― |
| ４月末日 | 6,437,442,844 | ― | 0.1023 | ― |
| ５月末日 | 5,203,530,378 | ― | 0.0620 | ― |

（注）　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

| 期 | 計算期間 | １口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第１計算期間末 | 2025年６月３日～2026年５月21日 | 0 |

③【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率（％） |
|---|---|---|
| 第１計算期間末 | 2025年６月３日～2026年５月21日 | △91.5 |

（注）　各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。
なお、第１計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定数量（口） | 解約数量（口） | 発行済み数量（口） |
|---|---|---|---|---|
| 第１計算期間末 | 2025年６月３日～2026年５月21日 | 375,315,311,950 | 318,412,175,177 | 56,903,136,773 |

（注）　本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第１計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考情報）

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

（基準日：2026年5月29日）

（設定日（2025年6月3日）～2026年5月29日）

※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

| | |
|---|---|
| 基準価額（1万口当たり） | 620円 |
| 純資産総額 | 52.03億円 |

## 分配の推移（1万口当たり、税引前）

| 決算期 | 金額 |
|---|---|
| 第1期（2026年5月21日） | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

## 主要な資産の状況

≪構成比率≫

| | |
|---|---|
| 現金等 | 100.0% |
| 合計 | 100.0% |
| 株式先物 | △412.6% |

※構成比率は純資産総額に対する比率です。
※株式先物は日経225先物です。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

本ファンドにはベンチマークはありません。

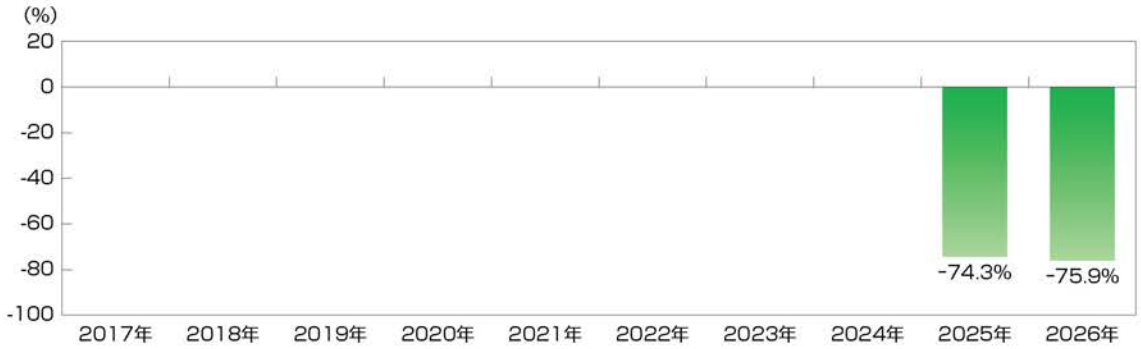


※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2025年は設定日2025年6月3日から年末まで、2026年は年初から5月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

（ｉ）お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後３時20分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

したがって、販売会社の申込締切時間は、午後３時20分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 |
| 電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時） |
| ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ |

（ⅱ）お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込には２つの方法があります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）。

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初１口＝１円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については１口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

なお、上記（ｉ）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（ⅲ）お申込価額

取得申込受付日の基準価額

（ⅳ）お申込手数料

取得申込受付日の基準価額に、2.2％(税抜2.0％)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（ｉ）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

＊申込手数料には、消費税等が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

（ｖ）その他

委託会社は、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合には、当日の取得申込の受付中止、当日の取得申込の取消しまたはその両方を行うものとします。

① 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）の当日の立会いが行われないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

② 委託会社が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

なお、本ファンドは、上記に従い受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益権を取得できません。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の取得のお申込の受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込を保留または取消すことができます。

※以下、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。

## ２【換金（解約）手続等】

ａ.換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後３時20分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

したがって、販売会社の申込締切時間は、午後３時20分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| ＳＢＩアセットマネジメント株式会社 |
| 電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時） |
| ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ |

ｂ.換金単位

販売会社が定める単位とします。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記ａ.に記載の照会先においてもご確認いただけます。

ｃ.換金価額

換金請求受付日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。

換金価額は販売会社または、前記ａ.に記載の照会先においてもご確認いただけます。

ｄ.換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、換金請求受付日から起算して４営業日目以降にお支払いします。

ｅ.その他

委託会社は、次の各号に該当する場合には、当日の一部解約の受付中止、当日の一部解約の取消しまたはその両方を行うものとします。

① 株価指数先物取引について、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会いが行われないこと、もしくは停止されたとき。

② 株価指数先物取引について、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会い終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けたかかるお申込みを保留または取消すことができます。

前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受付けられたかかるお申込みが保留された場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

## ３【資産管理等の概要】

### （１）【資産の評価】

（ｉ） 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

（ⅱ） ファンドの主な投資対象資産の評価方法

| 対　　象 | 評価方法 |
|---|---|
| 株価指数先物取引 | 原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の清算値段で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※<br>①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）<br>②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）<br>③価格情報会社の提供する価額 |

※残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

（ⅲ） 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（１万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前９時～午後５時）
ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

### （２）【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2025年６月３日から開始し、2028年８月22日までとします。

ただし、信託期間の延長が有利と認めたときは信託期間を延長することがあります。一方、後記の「（５）その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年５月22日から翌年５月21日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、前記の「（３）信託期間」の終了日とします。

（５）【その他】

（ⅰ） 信託の終了

① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が３億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（ⅱ） その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「（ⅲ）約款変更」の②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ⅲ） 約款変更

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資

信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記①の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（ⅳ） 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記（ⅰ）に規定する信託契約の解約または前記（ⅲ）に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（ⅴ） 運用報告書

ファンドは、毎計算期末（毎年５月21日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（ⅵ） 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(vii)　関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## ４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（ｉ） 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から５年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

（ⅱ） 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

（ⅲ） 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

## 第３【ファンドの経理状況】

ＳＢＩ　日本株３．８ベアⅢ

1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間（2025 年 6 月 3 日から 2026 年 5 月 21 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026 年 7 月 31 日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　久　保　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩ　日本株3.8ベアⅢの2025年6月3日から2026年5月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ　日本株3.8ベアⅢの2026年5月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）　1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## １【財務諸表】

### 【ＳＢＩ　日本株３．８ベアⅢ】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第１期<br>2026年5月21日現在 |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 4,883,747,149 |
| 派生商品評価勘定 | 29,943,500 |
| 未収利息 | 80,280 |
| 前払金 | 1,321,210,000 |
| 差入委託証拠金 | 1,314,143,323 |
| 流動資産合計 | 7,549,124,252 |
| 資産合計 | 7,549,124,252 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 1,989,826,550 |
| 未払解約金 | 699,907,055 |
| 未払受託者報酬 | 957,463 |
| 未払委託者報酬 | 25,532,296 |
| その他未払費用 | 774,202 |
| 流動負債合計 | 2,716,997,566 |
| 負債合計 | 2,716,997,566 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 56,903,136,773 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △52,071,010,087 |
| 元本等合計 | 4,832,126,686 |
| 純資産合計 | 4,832,126,686 |
| 負債純資産合計 | 7,549,124,252 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第1期<br>自 2025年6月 3日<br>至 2026年5月21日 |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 22,684,587 |
| 派生商品取引等損益 | △11,466,824,298 |
| 営業収益合計 | △11,444,139,711 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 1,817,580 |
| 委託者報酬 | 48,468,621 |
| その他費用 | 1,405,096 |
| 営業費用合計 | 51,691,297 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △11,495,831,008 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △11,495,831,008 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △11,495,831,008 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は<br>一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △10,425,259,351 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | － |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 242,818,910,867 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は<br>欠損金減少額 | 242,818,910,867 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は<br>欠損金減少額 | － |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 293,819,349,297 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は<br>欠損金増加額 | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は<br>欠損金増加額 | 293,819,349,297 |
| 分配金 | － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △52,071,010,087 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １．デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。<br>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。 |
| ２．収益及び費用の計上基準 | 派生商品取引等損益<br>約定日基準で計上しております。 |
| ３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | ファンドの計算期間<br>当ファンドの計算期間は原則として、毎年５月22日から翌年５月21日までとしておりますが、当期間は期首が設定日のため、2025年６月３日から2026年５月21日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第１期<br>2026年５月21日現在 |
|---|---|
| １．当該計算期間の末日における受益権の総数 | 56,903,136,773口 |
| ２．元本の欠損<br>純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 52,071,010,087円 |
| ３．１口当たり純資産額<br>（10,000口当たり純資産額） | 0.0849円<br>（849円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期
自 2025年6月 3日
至 2026年5月21日

１．分配金の計算過程

| 項目 | | |
|---|---|---|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | －円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | －円 |
| 収益調整金額 | C | 10,129,016円 |
| 分配準備積立金額 | D | －円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 10,129,016円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 56,903,136,773口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | G=E/F×10,000 | 1円 |
| 10,000口当たり分配金額 | H | －円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | －円 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第1期<br>自 2025年6月 3日<br>至 2026年5月21日 |
|---|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされております。<br>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っております。 |
| 3．金融商品に係るリスクの管理体制 | 常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。<br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 |

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第 1 期<br>2026 年 5 月 21 日現在 |
|---|---|
| 1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．時価の算定方法 | ①デリバティブ取引<br>（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。<br>②上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（単位：円）

| 区分 | 種類 | 第１期<br>2026 年 5 月 21 日現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 契約額等 | うち１年超 | 時価 | 評価損益 |
| 市場取引 | 株価指数先物取引<br>売建 | 19,640,850,000 | － | 21,600,540,000 | △1,959,690,000 |
| 合計 | | 19,640,850,000 | － | 21,600,540,000 | △1,959,690,000 |

（注）時価の算定方法

先物取引

1)主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 項目 | 第1期<br>自 2025年6月 3日<br>至 2026年5月21日 |
|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 15,000,000 円 |
| 期中追加設定元本額 | 375,300,311,950 円 |
| 期中一部解約元本額 | 318,412,175,177 円 |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

第４　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## ２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

| | | 2026年５月29日現在 |
|---|---|---|
| Ⅰ | 資産総額 | 27,624,874,325円 |
| Ⅱ | 負債総額 | 22,421,343,947円 |
| Ⅲ | 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 5,203,530,378円 |
| Ⅳ | 発行済口数 | 83,940,512,663口 |
| Ⅴ | １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 0.0620円 |
| | （１万口当たり純資産額） | (620円) |

## 第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

①　資本金の額（2026年５月末日現在）

（ｉ）　資本金の額

委託会社の資本金の額は４億20万円です。

（ⅱ）　発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

（ⅲ）　発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

（ⅳ）　最近５年間における主な資本金の額の増減

2022年１月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年３月23日に資本金を４億20万円に減資しました。

2023年４月１日に吸収合併に係る資本金４億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

②　委託会社の機構

（ｉ）　会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

（ⅱ）投資運用の意思決定機構

ア）市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ）投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ）運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ）投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ）パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

## ２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2026年５月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

（2026年５月末日現在）

| ファンドの種類 | 本　数 | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 315 | 7,104,802 |
| 単位型株式投資信託 | 457 | 1,529,727 |
| 単位型公社債投資信託 | 48 | 95,647 |
| 合　計 | 820 | 8,730,176 |

## ３【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　嶌　照　夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　田　　達

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2025年３月31日） | 当事業年度<br>（2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 2,719,549 | 2,049,267 |
| 関係会社短期貸付金 | ※2 4,700,000 | ※2 5,000,000 |
| 前払費用 | 51,729 | 44,078 |
| 未収委託者報酬 | 1,604,874 | 1,753,057 |
| 未収運用受託報酬 | ※2 12,096 | ※2 6,142 |
| その他 | 23,470 | 23,574 |
| 流動資産合計 | 9,111,721 | 8,876,119 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | ※1 31,251 | ※1 27,267 |
| 器具備品 | ※1 6,311 | ※1 5,057 |
| 有形固定資産合計 | 37,563 | 32,325 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 1,798 | 1,752 |
| ソフトウエア | 148,358 | 320,336 |
| その他 | 67 | 67 |
| 無形固定資産合計 | 150,224 | 322,155 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 562,202 | 693,928 |
| 関係会社株式 | 22,031 | 2,125 |
| 繰延税金資産 | 101,208 | 63,464 |
| その他 | 41,638 | 45,312 |
| 投資その他の資産合計 | 727,081 | 804,831 |
| 固定資産合計 | 914,868 | 1,159,312 |
| 繰延資産 | | |
| 株式交付費 | 247 | — |
| 繰延資産合計 | 247 | — |
| 資産合計 | 10,026,837 | 10,035,432 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2025年３月31日） | 当事業年度<br>（2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 3,144 | 6,316 |
| 未払金 | 1,538,445 | 1,684,290 |
| 未払手数料 | 871,779 | 1,033,782 |
| その他未払金 | 666,666 | 650,508 |
| 未払法人税等 | 372,480 | 467,628 |
| 未払消費税等 | 121,693 | 106,429 |
| 流動負債合計 | 2,035,762 | 2,264,665 |
| 負債合計 | 2,035,762 | 2,264,665 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 400,200 | 400,200 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | 3,847,137 | 3,847,137 |
| 資本剰余金合計 | 3,847,137 | 3,847,137 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 100,050 | 100,050 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 3,700,640 | 3,397,332 |
| 利益剰余金合計 | 3,800,690 | 3,497,382 |
| 自己株式 | △63 | △63 |
| 株主資本合計 | 8,047,964 | 7,744,656 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △56,889 | 26,110 |
| 評価・換算差額等合計 | △56,889 | 26,110 |
| 純資産合計 | 7,991,074 | 7,770,767 |
| 負債純資産合計 | 10,026,837 | 10,035,432 |

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 7,712,343 | 8,837,750 |
| 運用受託報酬 | 87,707 | 69,847 |
| 投資助言報酬 | 30 | 41 |
| その他営業収益 | 52,942 | 50,796 |
| 営業収益計 | ※1 7,853,023 | ※1 8,958,436 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 3,707,166 | 4,025,919 |
| 広告宣伝費 | 818 | 3,892 |
| 調査費 | 309,226 | 320,788 |
| 委託計算費 | 810,126 | 868,657 |
| 営業雑経費 | 51,292 | 47,360 |
| 通信費 | 579 | 498 |
| 印刷費 | 35,297 | 27,682 |
| 協会費 | 15,228 | 18,976 |
| 諸会費 | 186 | 202 |
| 営業費用計 | 4,878,629 | 5,266,617 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 542,033 | 546,409 |
| 役員報酬 | 85,012 | 91,277 |
| 給料・手当 | 414,103 | 431,847 |
| 賞与 | 42,918 | 23,285 |
| 福利厚生費 | 87,575 | 79,991 |
| 交際費 | 62 | 4 |
| 旅費交通費 | 2,960 | 1,810 |
| 租税公課 | 73,543 | 61,368 |
| 不動産賃借料 | 36,892 | 39,279 |
| 退職給付費用 | 20,685 | 14,929 |
| 固定資産減価償却費 | 51,298 | 70,769 |
| 業務委託費 | 48,931 | 48,464 |
| 消耗品費 | 3,495 | 4,041 |
| 諸経費 | ※2 624,648 | ※2 630,557 |
| 一般管理費計 | 1,492,128 | 1,497,625 |
| 営業利益 | 1,482,265 | 2,194,193 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | ※2 75,764 | ※2 78,481 |
| 受取配当金 | — | 455 |
| 投資有価証券売却益 | 49,100 | 356 |
| 為替差益 | 1,324 | — |
| 雑収入 | 2,282 | 1,756 |
| 営業外収益計 | 128,471 | 81,049 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | — | 3,656 |
| 株式交付費償却 | 1,384 | 247 |
| 営業外費用計 | 1,384 | 3,903 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 経常利益 | 1,609,351 | 2,271,340 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 522 | — |
| 関係会社株式評価損 | — | 19,905 |
| 特別損失合計 | 522 | 19,905 |
| 税引前当期純利益 | 1,608,829 | 2,251,434 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 513,811 | 696,206 |
| 法人税等調整額 | △18,764 | △459 |
| 法人税等合計 | 495,046 | 695,746 |
| 当期純利益 | 1,113,782 | 1,555,687 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 3,847,137 | 3,847,137 | 100,050 | 2,586,857 | 2,686,907 | △63 | 6,934,181 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | 1,113,782 | 1,113,782 | | 1,113,782 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 1,113,782 | 1,113,782 | — | 1,113,782 |
| 当期末残高 | 400,200 | 3,847,137 | 3,847,137 | 100,050 | 3,700,640 | 3,800,690 | △63 | 8,047,964 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 18,737 | 18,737 | 6,952,919 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | 1,113,782 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △75,627 | △75,627 | △75,627 |
| 当期変動額合計 | △75,627 | △75,627 | 1,038,155 |
| 当期末残高 | △56,889 | △56,889 | 7,991,074 |

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 3,847,137 | 3,847,137 | 100,050 | 3,700,640 | 3,800,690 | △63 | 8,047,964 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △1,858,995 | △1,858,995 | | △1,858,995 |
| 当期純利益 | | | | | 1,555,687 | 1,555,687 | | 1,555,687 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | △303,307 | △303,307 | — | △303,307 |
| 当期末残高 | 400,200 | 3,847,137 | 3,847,137 | 100,050 | 3,397,332 | 3,497,382 | △63 | 7,744,656 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △56,889 | △56,889 | 7,991,074 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,858,995 |
| 当期純利益 | | | 1,555,687 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 83,000 | 83,000 | 83,000 |
| 当期変動額合計 | 83,000 | 83,000 | △220,307 |
| 当期末残高 | 26,110 | 26,110 | 7,770,767 |

［注記事項］

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が８-18年、器具備品が３-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．繰延資産の処理方法

株式交付費

３年間で均等償却しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 委託者報酬 | 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。 |
| 運用受託報酬 | 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。 |
| 投資助言報酬 | 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。 |

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

| 前事業年度<br>（2025年３月31日） | 当事業年度<br>（2026年３月31日） |
|---|---|
| ※１　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。<br>建物　15,880千円<br>器具備品　8,036千円<br>合計　23,916千円 | ※１　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。<br>建物　19,864千円<br>器具備品　9,338千円<br>合計　29,202千円 |
| ※２　関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。<br>関係会社短期貸付金　4,700,000千円<br>その他流動資産　772千円<br>合計　4,700,772千円 | ※２　関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。<br>関係会社短期貸付金　5,000,000千円<br>その他流動資産　1,548千円<br>合計　5,001,548千円 |

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

※２　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| 前事業年度<br>（自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日） | | 当事業年度<br>（自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日） | |
|---|---|---|---|
| 経営管理報酬 | 597,599千円 | 経営管理報酬 | 603,106千円 |
| 関係会社からの受取利息 | 67,395千円 | 関係会社からの受取利息 | 72,484千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 1,408,348 | ― | ― | 1,408,348 |

２．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 18 | ― | ― | 18 |

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 1,408,348 | ― | ― | 1,408,348 |

２．自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 18 | ― | ― | 18 |

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

(1)配当金支払額

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2025年６月17日株主総会 | 普通株式 | 1,549,163 | 1,100 | 2025年３月31日 | 2025年６月23日 |
| 2026年３月18日臨時株主総会 | 普通株式 | 309,832 | 220 | 2026年３月18日 | 2026年３月31日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「預り金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年３月31日）

| | 貸借対照表<br>計上額<br>（千円） | 時価<br>（千円） | 差額<br>（千円） |
|---|---|---|---|
| 投資有価証券 | 562,202 | 562,202 | — |
| 資産計 | 562,202 | 562,202 | — |

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 前事業年度<br>貸借対照表計上額<br>（千円） |
|---|---|
| 関係会社株式<br>子会社株式 | 22,031 |

当事業年度（2026年３月31日）

| | 貸借対照表<br>計上額<br>（千円） | 時価<br>（千円） | 差額<br>（千円） |
|---|---|---|---|
| 投資有価証券 | 693,928 | 693,928 | ― |
| 資産計 | 693,928 | 693,928 | ― |

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 当事業年度<br>貸借対照表計上額<br>（千円） |
|---|---|
| 関係会社株式<br>子会社株式 | 2,125 |

なお、当事業年度において、当該子会社株式について19,905千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50％以上低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年３月31日）

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 2,719,549 | ― | ― | ― |
| 関係会社短期貸付金 | 4,700,000 | ― | ― | ― |
| 未収委託者報酬 | 1,604,874 | ― | ― | ― |
| 未収運用受託報酬 | 12,096 | ― | ― | ― |
| 合計 | 9,036,520 | ― | ― | ― |

当事業年度（2026年３月31日）

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 2,049,267 | ― | ― | ― |
| 関係会社短期貸付金 | 5,000,000 | ― | ― | ― |
| 未収委託者報酬 | 1,753,057 | ― | ― | ― |
| 未収運用受託報酬 | 6,142 | ― | ― | ― |
| 合計 | 8,808,467 | ― | ― | ― |

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年３月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 投資信託 | ― | 562,202 | ― | 562,202 |
| 資産計 | ― | 562,202 | ― | 562,202 |

当事業年度（2026年３月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 投資信託 | ― | 693,928 | ― | 693,928 |
| 資産計 | ― | 693,928 | ― | 693,928 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2025年３月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

当事業年度（2026年３月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度（2025年３月31日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>（千円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 22,031 |

当事業年度（2026年３月31日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分 | 貸借対照表計上額<br>（千円） |
|---|---|
| 子会社株式 | 2,125 |

（注）表中の貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。

２．その他有価証券

前事業年度（2025年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | — | — | — |
| | (2)債券 | — | — | — |
| | (3)その他 | 2,944 | 2,077 | 867 |
| | 小計 | 2,944 | 2,077 | 867 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | — | — | — |
| | (2)債券 | — | — | — |
| | (3)その他 | 559,258 | 643,200 | △83,941 |
| | 小計 | 559,258 | 643,200 | △83,941 |
| 合計 | | 562,202 | 645,277 | △83,074 |

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度（2026年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | — | — | — |
| | (2)債券 | — | — | — |
| | (3)その他 | 653,812 | 613,600 | 40,212 |
| | 小計 | 653,812 | 613,600 | 40,212 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | — | — | — |
| | (2)債券 | — | — | — |
| | (3)その他 | 40,116 | 42,200 | △2,083 |
| | 小計 | 40,116 | 42,200 | △2,083 |
| 合計 | | 693,928 | 655,800 | 38,128 |

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（2025年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| (1)株式 | ― | ― | ― |
| (2)債券 | ― | ― | ― |
| (3)その他 | 125,687 | 49,100 | ― |
| 合計 | 125,687 | 49,100 | ― |

当事業年度（2026年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| (1)株式 | ― | ― | ― |
| (2)債券 | ― | ― | ― |
| (3)その他 | 13,454 | 356 | ― |
| 合計 | 13,454 | 356 | ― |

（注）表中の売却益には、一部のその他有価証券のヘッジ手段として利用し、当期中に決済されたデリバティブ取引から生じた損益が含まれております。

４．減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、関係会社株式（子会社株式）について19,905千円の減損処理を行っております。減損処理にあたっては、実質価額が取得原価に比べ50％以上低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度（自　2024年４月１日　　至　2025年３月31日）12,280千円、当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）5,311千円であります。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）8,404千円、当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）9,617千円であります。

（税効果会計関係）

<table>
<tr><th>前事業年度<br>（2025年３月31日）</th><th>当事業年度<br>（2026年３月31日）</th></tr>
<tr><td>１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br>繰延税金資産<br>電話加入権 735 千円<br>投資有価証券評価損 164<br>未払事業税 12,733<br>その他未払税金 7,367<br>未払金 53,911<br>その他有価証券評価差額金 26,197<br>その他 97<br>繰延税金資産小計 101,208<br>評価性引当額 ―<br>繰延税金資産合計 101,208<br><br>繰延税金負債<br>その他有価証券評価差額金 ―<br>繰延税金負債合計 ―<br>繰延税金資産の純額 101,208</td><td>１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳<br>繰延税金資産<br>電話加入権 735 千円<br>子会社株式評価損 6,274<br>未払事業税 16,430<br>その他未払税金 8,748<br>未払金 49,557<br>その他有価証券評価差額金 ―<br>その他 ―<br>繰延税金資産小計 81,745<br>評価性引当額 △6,274<br>繰延税金資産合計 75,471<br><br>繰延税金負債<br>その他有価証券評価差額金 12,006<br>繰延税金負債合計 12,006<br>繰延税金資産の純額 63,464</td></tr>
<tr><td>２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳<br><br>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。<br><br>３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正<br>「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。<br>これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62％から31.52％に変更し計算しております。<br>この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。</td><td>２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳<br><br>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。</td></tr>
</table>

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針４．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10％を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（セグメント情報）
当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1)営業収益
内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。
(2)有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報
委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10％を占める相手先がいないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 | 東京都港区 | 3,363 | 資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社 | （被所有）直接97.9% | 役員の兼任<br>経営管理<br>人員出向・受入<br>資金の貸付<br>（注１，２） | 貸付利息の受取 | 68,406 | － | － |
| | | | | | | | 資金貸付 | 200,000 | 関係会社短期貸付金 | 4,700,000 |
| | | | | | | | 貸付利息 | 67,395 | 未収利息 | － |
| | | | | | | | 経営管理報酬 | 597,599 | 未払金 | 328,679 |

（注１）経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

（注２）資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株式会社ＳＢＩ証券 | 東京都港区 | 54,323 | 証券業 | ― | 販売委託（注） | 販売委託支払手数料 | 1,461,607 | 未払金 | 316,838 |

（注）販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社

（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社 | 東京都港区 | 3,739 | 資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社 | （被所有）直接97.9% | 役員の兼任<br>経営管理<br>人員出向・受入<br>資金の貸付<br>（注１，２） | 貸付利息の受取 | 72,484 | － | － |
| | | | | | | | 貸付回収<br>新規貸付 | 6,500,000<br>6,800,000 | 関係会社短期貸付金 | 5,000,000 |
| | | | | | | | 貸付利息 | 72,484 | 未収利息 | － |
| | | | | | | | 経営管理報酬 | 603,106 | 未払金 | 331,708 |

（注１）経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

（注２）資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株式会社ＳＢＩ証券 | 東京都港区 | 54,323 | 証券業 | ― | 販売委託（注） | 販売委託支払手数料 | 1,793,031 | 未払金 | 409,883 |

（注）販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社

（非上場）

ＳＢＩホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

（１株当たり情報）

| | 前事業年度<br>自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日 | 当事業年度<br>自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日 |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額<br>１株当たり当期純利益 | 5,674円15銭<br>790円85銭<br>なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 5,517円72銭<br>1,104円63銭<br>なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日 | 当事業年度<br>自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日 |
|---|---|---|
| 当期純利益(千円) | 1,113,782 | 1,555,687 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | ― | ― |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,113,782 | 1,555,687 |
| 期中平均株式数(株) | 1,408,330 | 1,408,330 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## ５【その他】

（１） 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

2022年６月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

（ロ）その他の重要事項

2022年８月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併をいたしました。その際、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、2023年４月１日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

（２） 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

# 追加型証券投資信託
# ＳＢＩ　日本株 3.8 ベアⅢ
# 約款

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社

## －運用の基本方針－

約款第 19 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### １．基本方針

この投資信託は、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね 3.8 倍程度逆となる投資成果を目指して運用を行います。

### ２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株価指数先物取引及びわが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① わが国の株価指数先物取引及びわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

② 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の 3.8 倍程度になるように調整することにより、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね 3.8 倍程度逆となる投資成果をめざします。

③ 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

④ 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の 3.8 倍程度にならないことがあります。

⑤ 当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑧ 外貨建資産への投資は行いません。

⑨ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### ３．収益分配方針

年１回（原則として毎年 5 月 21 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、本運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託
ＳＢＩ　日本株 3.8 ベアⅢ
約款

（信託の種類、委託者及び受託者）
第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。
② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）
第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項、同条第 2 項及び第 28 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）
第 3 条 委託者は、金 5,000 万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）
第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）
第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 8 月 22 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）
第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）
第 7 条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）
第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 5,000 万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）
第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第 13 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）及び登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従い契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料なら

びに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、当日の取得申込の受付中止、当日の取得申込の取消しまたはその両方を行うものとします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）の当日の立会が行われないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
2. 委託者が、当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。

**（受益権の譲渡にかかる記載または記録）**

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**（受益権の譲渡の対抗要件）**

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

**（投資の対象とする資産の種類）**

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条及び第24条に定めるものに限ります。）
   ハ．約束手形
   ニ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

（有価証券及び金融商品の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号及び第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券ならびに第 12 号及び第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券及び第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

**(利害関係人等との取引等)**

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)及び受託者の利害関係人、第 28 条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条、第 17 条第 1 項及び同条第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条まで、第 26 条、第 27 条及び第 31 条から第 33 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条、第 17 条第 1 項及び同条第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 24 条まで、第 26 条、第 27 条及び第 31 条から第 33 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項及び同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

**(運用の基本方針)**

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**(投資する株式等の範囲)**

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資す

ることを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 23 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えるこ

ととなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図及び範囲）

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行うことの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者

（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 31 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 32 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）
第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）
第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③ 前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）
第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 22 日から翌年 5 月 21 日までとします。なお、第 1 計算期間は、2025 年 6 月 3 日から 2026 年 5 月 21 日までとします。
② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）
第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用及び監査報酬）
第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（会計監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額及び支弁の方法）
第 39 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産

の純資産総額に年 10,000 分の 83 の率を乗じて得た額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日及び第 42 条第 2 項に規定する交付開始前の前日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 4 項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い）

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 44 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。
⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金及び償還金の時効）
第 43 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）
第 44 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を 1 口単位として指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。
② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
④ 受益者が第 1 項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
⑤ 前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、委託者は、受益権の一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。
1. この信託が行う株価指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の立会いが行われないとき、または停止されたとき。
2. この信託が行う株価指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日立会終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。
⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること及びすでに受付けた部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。
⑦ 前 2 項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）
第 45 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第 46 条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 3 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 52 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第44条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する信託契約の解約または第51条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 54 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第 55 条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま

す。
https://www.sbiam.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第 56 条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1 条 第 42 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2025 年 6 月 3 日（信託契約締結日）
2026 年 4 月 1 日（信託約款変更日）

委託者　　ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目６番１号
代表取締役社長　　梅本　賢一

受託者　　みずほ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目３番３号
取締役社長　笹田　賢一